

社会福祉法人あすなる会

所在地：鳥取市

業 種：医療・福祉業

労働者数：928 人（令和 6 年 8 月 22 日現在）

認定日 令和 6 年 9 月 5 日



くるみん認定

◆計画期間

平成 23 年 8 月 1 日～平成 28 年 7 月 31 日
（5 年間）

平成 28 年 10 月 7 日 くるみん認定

取組の状況

- ◆従前より不妊治療を休職事由として認めていたが、より利用しやすくするため令和 6 年 7 月に「不妊治療休業」として新たに制度を規定。
- ◆通院治療に利用できるよう、半日及び時間単位で年次有給休暇の取得することができる制度を整備。
- ◆理事長より不妊治療と仕事との両立をサポートする制度を見直し、入职した職員が長く勤めることができる制度を周知し、誰でも気がねなく使える職場づくりに取組むメッセージを発信。
- ◆両立支援サポートに関わる相談窓口を設置。
- ◆制度の申出、取得を理由に不利益取り扱いを行わないことやハラスメントを禁止する方針を周知。
- ◆両立支援窓口担当者を対象に仕事と不妊治療の両立について研修を実施し、制度の理解を深め各施設で周知ができるように取り組んだ。

プラス認定について

- ◆不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場づくりに取り組む企業が、くるみん認定基準を満たしたうえで仕事と不妊治療の両立に関する取組に関する認定基準を満たした場合に認定される。
- ◆令和 4 年認定基準改正の経過措置として、令和 4 年 3 月 31 日までにくるみん認定を受けた事業主は、不妊治療と仕事との両立に係る認定基準を満たしていれば、くるみんプラス認定を受けることができる。

☆認定企業からのメッセージ

○当法人は、「縁あってあすなる会に入ってくれた職員にできるだけ長く勤めてもらいたい」という思いから、働きやすい職場環境の整備に力を入れています。子育て、介護、治療など仕事との両立支援を必要とする職員はさまざまですが、不妊治療を理由とした退職の相談があったことを契機に、2015 年 4 月から不妊治療を休職制度に規定して支援してきました。そしてこの度、令和 6 年 7 月にはすべての職員が利用できる「不妊治療休業」として新たに規程を整備しました。今後も職員のニーズを把握しながら、安心して長く働きやすい職場づくりに努めてまいります。

○職員の感想：「働きながら治療を受けることはなかなか大変だった。急に受診しないといけないこともあり負担が大きかった。そんな時に、制度があると教えていただき、治療に専念できとてもありがたかった。」



左から順に

社会福祉法人あすなる会 理事長 濱崎 淳子様

鳥取労働局 平川局長